

平成19年度業務実績報告書

平成20年6月

独立行政法人国立大学財務・経営センター

《目 次》

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	
(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要	2
i) 設置目的	
ii) 業務内容	
iii) 沿革	
iv) 設立根拠法	
v) 主務大臣（主務省所管課）	
vi) 審議等機関	
① 運営評議会	
② 研究活動委員会	
vii) 組織図	
(2) センターの所在地	3
(3) 資本金の状況	4
(4) 役員の状況	4
(5) 常勤職員の状況	4
3. 簡潔に要約された財務諸表	
(1) 貸借対照表	5
(2) 損益計算書	5
(3) キャッシュ・フロー計算書	6
(4) 行政サービス実施コスト計算書	6
(5) 財務諸表の科目	7
4. 財務情報	
(1) 財務諸表の概況	9
(2) 施設等投資の状況	11
(3) 予算・決算の概況	11
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	11
5. 事業の説明	
(1) 財源構造	12
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	13
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 組織の整備状況	13
(1) 役員の状況	
(2) 事務組織の状況	
(3) 研究組織の状況	
(4) 運営組織の状況	
2 外部委託の検討・実施状況	15
3 事務情報化の推進状況	16
4 経費の削減状況	17

II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1	国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	18
2	施設費貸付事業及び施設費交付事業	20
	(1) 施設費貸付事業	
	(2) 施設費交付事業	
3	寄附金の受入れ及び配分	25
4	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	26
	(1) 大学の財務・経営に関する調査研究活動	
	(2) 内外の高等教育財政に関する調査研究活動	
	(3) 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析	
	(4) IMHE事業等への参加	
	(5) 調査研究成果の公開	
5	国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	31
6	財務・経営の改善に関する協力・助言	32
7	大学共同利用施設の管理運営	34
	(1) 学術総合センター共用会議室の管理運営	
	(2) キャンパス・イノベーションセンターの管理運営	
8	国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	36
9	旧特定学校財産の管理処分	37
10	承継債務償還	38
III	短期借入金の借入状況	39
IV	重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	39
V	剰余金の使用実績	39
VI	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	人事に関する計画の策定・実施状況等	39
	(1) 人事に関する計画	

1. 国民の皆様へ

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下、「センター」という。）は、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、国立大学法人等における教育研究の振興に資することを目的として平成16年度に設置されました。

言うまでもなく、国立大学法人等は国の人材養成、研究振興を担うとともに地域の社会経済を支える国の重要なインフラストラクチャーであり、その着実な発展を図っていくため、競争的環境の中で自立的に教育研究環境を整備し財務・経営改善を進めていくことが期待されています。また、その一方で、運営費交付金が毎年削減されるなど、厳しい経営環境の中で、全国各地に立地する大小様々の規模の国立大学法人等が多くの課題に直面しており、これらの課題に取り組んでいく対応にも自ずと違いがあります。

このため、センターでは、施設整備等の教育研究環境の整備に要する資金を一括調達し病院整備等の資金需要に応じているほか、財務・経営情報の収集・分析・提供、経営相談などを実施し、全ての国立大学等のための経営支援拠点としての機能を担っています。また、これらの支援が高い専門性に支えられて、効果的・効率的に実施されるよう研究部を有し、高等教育財政、国立大学等の財務・経営に関する知見を蓄積・発信しています。

なお、センターの当面の主要課題として、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」において、組織の見直しとして「大学評価・学位授与機構と統合することとされており、より効率的な事業運営が可能となるよう、検討を行っているところです。

今後も、国立大学法人等全体の発展を支えていくための知恵を創出し共有するための拠点としての役割を果たしてまいりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

2. 基本情報

(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

i) 設置目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」を目的としております。（センター法第3条）

ii) 業務内容

当法人は、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③ 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④ 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。
- ⑤ 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑥ 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

iii) 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきましたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなりました。

平成4年4月1日	・ 文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため関係局（部）課による連絡協議会が発足
平成4年4月10日	・ 文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定 ・ 準備室長に前川 正が就任 ・ 創設準備室を文部省内に設置
平成4年5月6日	・ 「国立学校財務センター」の設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布
平成4年7月1日	・ 「国立学校財務センター」設立。 ・ 初代所長に前川正（前群馬大学長）が就任
平成11年4月1日	・ 第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任
平成15年7月16日	・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律115号）が公布
平成16年4月1日	・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立 ・ 初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任

iv) 設立根拠法

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）

v) 主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

vi) 審議等機関

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく、センター規則により次のような機関を設置しています。

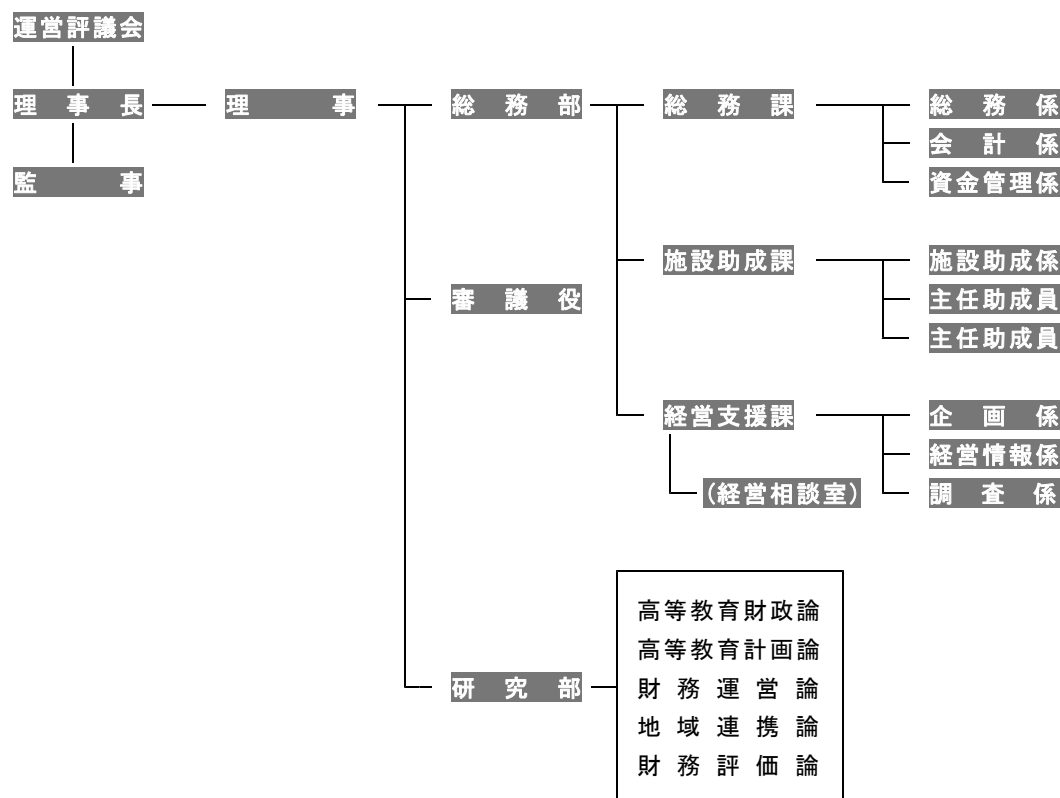
① 運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名以内）からなる「運営評議会」を設置しています。

② 研究活動委員会

運営評議会における審議のうち、専門的な事項である調査研究に関する事項について審議するため、「研究活動委員会」を設置し、審議の結果を運営評議会会長に報告することとなっています。

vii) 組織図



(2) センターの所在地

本部：千葉県千葉市美浜区若葉 2-1-2

東京連絡所：東京都千代田区一ツ橋 2-1-2

(3) 資本金の状況

センターの資本金は、平成20年3月末で96億2百万円となっている。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものとなります。

土地については、学術総合センターの土地の4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、24億31百万円となっています。

建物等については、学術総合センター41億19百万円、キャンパス・イノベーションセンター東京（C I C東京）15億62百万円、キャンパス・イノベーションセンター大阪（C I C大阪）14億90百万円となっています。

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	9,602	—	—	9,602
資本金合計	9,602	—	—	9,602

(4) 役員の状況

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	遠藤 昭雄	自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	昭和45年 4月 文部省 平成 9年 7月 文化庁次長 平成10年 7月 文部省体育局長 平成12年 6月 " 学術国際局長 平成13年 1月 文部科学省研究振興局長 平成14年 8月 国立教育政策研究所長 平成16年 4月 国立大学財務・経営センター理事長
理事	芝田 政之	自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	昭和56年 4月 文部省 平成11年 7月 " 学術国際局留学生課長 平成13年 1月 文部科学省研究開発局宇宙政策課長 平成15年 1月 " 生涯学習政策局 生涯学習推進課長 平成16年 7月 日本学生支援機構政策・広報室長 (併) 企画部長 平成18年 2月 国立大学財務・経営センター理事
監事	山本 勝彦	自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	昭和46年 7月 三菱レイヨン株式会社 昭和51年 7月 大東京火災海上保険 平成13年 4月 合併 あいおい損害保険株式会社理事 平成18年 7月 国立大学財務・経営センター監事
監事 (非常勤)	生駒 俊明	自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	平成13年 5月 東京大学名誉教授 平成14年11月 日本テキサス・インスツルメンツ(株)顧問 平成15年 4月 産業再生機構非常勤監査役 平成15年 6月 日立金属(株)社外取締役 平成15年 6月 科学技術振興機構上席フェロー 平成16年 4月 国立大学財務・経営センター非常勤監事

(注) 担当欄については、該当がないため省略した。

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成19年度末において24人（前期末比2人増加、9%増）であり、平均年齢は40歳（前期末40歳）となっています。このうち、国又は国立大学法人等からの出向者は21人であり、民間からの出向者はおりません。

(注) 時点は、平成20年1月1日現在。

3. 簡潔に要約された財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	990,602	流動負債	82,450
現金及び預金	508	運営費交付金債務	128
有価証券	11,392	一年以内返済予定長期借入金	5,905
たな卸資産	24,264	一年以内返済予定承継債務	73,798
施設費貸付金	253,714	その他	2,620
承継債務負担金債権	698,291	固定負債	872,951
その他	2,432	資産見返負債	370
固定資産	8,743	国立大学財務・経営センター債券	14,998
有形固定資産	8,695	長期借入金	233,090
無形固定資産	47	承継債務	624,493
		負債合計	955,402
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	9,602
		資本剰余金	△1,287
		利益剰余金	35,628
		純資産合計	43,943
資産合計	999,344	負債純資産合計	999,344

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	36,496
業務費	36,268
人件費	172
減価償却費	128
施設費交付金	8,342
支払利息	25,165
その他	2,462
一般管理費	215
人件費	107
減価償却費	10
その他	98
財務費用	13
債券発行費	13
経常収益(B)	33,430
運営費交付金収益	496
共同利用施設貸付料収入	278
処分用資産賃貸収入	735
処分用資産売却収入	6,300
施設費交付金収益	123
受取利息	25,270
その他	227
国立大学財務・経営センター法第15条積立金取崩額(C)	3,063
当期総損失(B-A+C)	3

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	11,330
業務活動による支出	△368
人件費支出	△278
施設費交付金の交付による支出	△8,342
施設費貸付金の貸付による支出	△69,124
承継債務に係る利息の支払額	△22,498
長期借入金に係る利息の支払額	△2,715
センター債に係る利息の支払額	△129
その他の業務支出	△254
運営費交付金収入	522
共同利用施設の貸付による収入	294
承継債務負担金債権の回収による収入	76,837
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	22,498
施設費貸付金の回収による収入	4,713
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,944
処分用資産の売却による収入	6,300
処分用資産の貸付による収入	735
施設費交付金の納付による収入	123
その他の収入	72
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△267
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△12,162
債券の発行による収入	4,986
長期借入れ(財政融資資金借入金)による収入	63,569
長期借入金(財政融資資金借入金)返済による支出	△3,880
承継債務の返済による支出	△76,837
IV 資金減少額(D=A+B+C)	△1,099
V 資金期首残高(E)	1,607
VI 資金期末残高(F=D+E)	508

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	3,690
損益計算書上の費用	36,496
(控除) 自己収入等	△32,807
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	505
III 引当外賞与見積額	2
IV 引当外退職給付増加見積額	11
V 機会費用	109
VI 行政サービス実施コスト	4,316

(5) 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：満期保有目的で保有する有価証券のうち、満期が1年以内に到来するもの

たな卸資産：売却のため保有している販売用不動産

施設費貸付金：施設費貸付事業による国立大学法人への長期貸付金

承継債務負担金債権：国立学校特別会計から承継された国立大学法人への債権

その他（流動資産）：上記以外の流動資産

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアなど独立行政法人が長期にわたって使用または利用する無形の固定資産

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

一年以内返済予定長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金のうち、支払期日が1年以内の額

一年以内返済予定承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務のうち、支払期日が1年以内の額

その他（流動負債）：上記以外の流動負債

資産見返負債：運営費交付金・無償譲与で取得した固定資産の未償却残高

国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券

長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金残高

承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務残高

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国からの交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

支払利息：長期借入金、承継債務、センター債の利息の支払額

その他：備品消耗品費、水道光熱費、保守営繕費等の経費

財務費用：債券の発行に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

共同利用施設貸付料収入：学術総合センター講堂・会議室、キャンパスイノベーションセンターの利用料金による収入

処分用資産賃貸収入：売却のため保有している販売用不動産の賃貸による収入

処分用資産売却収入：売却のため保有している販売用不動産の売却による収入

施設費交付金収益：国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付による収益

受取利息：施設費貸付金及び承継債務負担金債権による受取利息

その他（経常収益）：上記以外の経常収益

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・償還等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額 : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用 : 出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成19年度の経常費用は36,496百万円と、前年度比270百万円増（0.7%増）となっています。これは、旧学校特定財産の管理処分業務による処分用資産売却原価1,691百万円を計上していることが主な要因です。

（経常収益）

平成19年度の経常収益は33,430百万円と、前年度比3,661百万円増（12.3%増）となっています。これは、旧学校特定財産の管理処分業務による処分用資産売却収入6,300百万円が生じたことが主な要因です。

（当期総損益）

平成19年度の当期総損失は3百万円と、前年度比17百万円減（前年度総利益14百万円）となっています。これは、自己収入で購入した資産の減価償却費が前年度比3百万円増（22.8%増）となったことが主な要因です。

（資産）

平成19年度末現在の資産合計は999,344百万円と、前年度末比15,940百万円減となっています。これは、承継債務償還業務における国立大学法人への承継債務負担金債権の減76,837百万円（9.9%減）が主な要因です。

（負債）

平成19年度末現在の負債合計は955,402百万円と、前年度末比12,368百万円減となっています。これは、承継債務償還業務における財政融資資金の返済による承継債務の減76,837百万円（9.9%減）が主な要因です。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の業務活動によるキャッシュ・フローは11,330百万円と、前年度比4,980百万円増（78.4%増）となっています。これは、旧学校特定財産の管理処分業務における処分用資産の売却による収入6,300百万円が生じたことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△267百万円と、前年度比7,163百万円減（前年度6,896百万円）となっています。これは、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業における有価証券の年度末保有額が増加したことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△12,162百万円と、前年度比704百万円増（5.5%増）となっています。これは、施設費貸付事業での長期借入れ（財政融資資金借入金）による収入が前年度比2,753百万円増（4.5%増）となったことが主な要因です。

主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常費用	41,182	41,864	36,227	36,496
経常収益	38,784	30,727	29,769	33,430
当期総利益（△当期総損失）	56,289	30	14	△3
資産	1,051,438	1,035,134	1,015,284	999,344
負債	985,807	980,901	967,770	955,402
利益剰余金	56,289	45,152	38,694	35,628
業務活動によるキャッシュ・フロー	53,089	△6,296	6,350	11,330
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,122	12,022	6,896	△267
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,725	△4,741	△12,866	△12,162
資金期末残高	244	1,228	1,607	508

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の事業損失は3百万円と、前年度比18百万円の減（前年度事業収益15百万円）となっています。これは、経常費用が前年度比65百万円の増となる一方、経常収益が前年度比47百万円の増となったことが主な要因です。

施設整備勘定の国立大学財務・経営センター法第15条第5項の規定による積立金の取り崩し額は、3,063百万円と、前年度比3,409百万円の減（52.7%減）となっています。これは、施設費交付事業等の必要額と旧学校特定財産の管理処分業務における処分用資産売却収入等との差額となります。

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一般勘定	22	30	15	△3
施設整備勘定	△2,419	△11,168	△6,472	△3,063
合計	△2,398	△11,137	△6,457	△3,066

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の総資産は9,077百万円と、前年度比551百万円の減（5.7%減）となっています。これは、固定資産が減価償却により前年度比616百万円の減（6.6%減）となったことが主な要因です。

施設整備勘定の総資産は990,267百万円と、前年度比15,389百万円の減（1.5%減）となっています。これは施設費貸付事業における施設費貸付金が253,714百万円と、前年度比64,411百万円の増（34.0%増）となったものの、承継債務償還業務における承継債務負担金債権が698,291百万円と、前年度比76,837百万円の減（9.9%の減）となったことが主な要因です。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一般勘定	10,206	9,979	9,628	9,077
施設整備勘定	1,041,232	1,025,155	1,005,656	990,267
合計	1,051,438	1,035,134	1,015,284	999,344

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

目的積立金の申請は行っていません。

なお、施設整備勘定における独立行政法人通則法第44条第1項に規定する積立金は、国立大学財務・経営センター法第15条第5項の規定により、3,063百万円を取り崩して、施設費交付金の財源としています。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成19年度の行政サービス実施コストは4,316百万円と、前年度比3,138百万円減（42.1%減）となっています。これは、旧学校特定財産の管理処分業務における処分用資産売却収入6,300百万円が生じたことが主な要因です。

行政サービス実施コストの経年変化

(単位：百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
業務費用	3,015	11,739	7,032	3,690
うち損益計算書上の費用	41,230	41,864	36,227	36,496
うち自己収入	△38,215	△30,126	△29,195	△32,807
損益外減価償却累計額	261	261	261	505
引当外賞与見積額	-	-	-	2
引当外退職給付増加見積額	17	22	14	11
機会費用	125	163	148	109
行政サービス実施コスト	3,418	12,184	7,454	4,316

(2) 施設等投資の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入									
運営費交付金	563	563	591	591	546	546	522	522	
産学協力事業収入	392	203	392	269	235	284	271	291	
長期借入金等	61,800	54,404	72,443	71,227	66,100	65,817	70,600	68,569	
財産処分収入納付金等	9,395	32,676	0	407	899	1,195	49	123	※1
承継債務負担金等収入	104,305	104,391	105,422	104,867	106,024	105,784	107,598	107,060	
不動産処分収入	3,809	7,019	3,577	20	6,283	0	6,300	6,300	
財産貸付料収入	605	599	740	728	733	734	616	735	
その他の収入	2	9	11,839	11,172	820	6,477	1,757	3,121	※2
支出									
センター事業費	316	290	356	311	317	297	299	308	
一般管理費	248	234	237	236	230	219	225	208	
産学協力事業費	392	192	392	253	235	291	271	277	
施設費貸付事業費	61,800	54,404	72,443	71,227	66,100	65,817	71,155	69,124	
施設費交付事業費	10,000	6,414	12,448	12,180	8,600	8,347	8,600	8,342	
承継債務等償還金	108,115	108,200	105,397	104,859	105,963	105,661	106,551	105,930	
その他の支出	0	3	3,731	139	194	210	611	298	

※1 国立大学法人等からの財産処分収入の一部納付が見込みを上回ったことによる。

※2 国立大学財務・経営センター法第15条積立金の取崩による。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当該項目については、17頁「4 経費の削減状況」を参照。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は33,430百万円で、その内訳は、運営費交付金収益496百万円（収益の1.5%）、共同利用施設貸付料収入278百万円（0.8%）、処分用資産賃貸収入735百万円（2.2%）、処分用資産売却収入6,300百万円（18.8%）、受取利息25,270百万円（75.6%）、その他の収益351百万円（1.0%）となっている。これを事業別に区分すると、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業では、運営費交付金収益110百万円（事業収益の0.3%）、処分用資産賃貸料収入735百万円（2.2%）、処分用資産売却収入6,300百万円（18.8%）、受取利息25,270百万円（75.6%）、その他の収益211百万円（0.6%）、国立大学法人等に対する経営支援事業では運営費交付金収益167百万円（0.5%）、共同利用施設貸付料収入278百万円（0.8%）、その他の収益128百万円（0.4%）、法人共通では、運営費交付金収益219百万円（0.7%）、その他の収益12百万円（0.1%）となっている。

また、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第16条の規定に基づき、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金をし（平成19年度63,569百万円、期末残高238,995百万円）、国立大学財務・経営センター債券を発行している（平成19年度5,000百万円、期末残高15,000百万円）。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の整備状況 … 資料1参照

1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。

(注) 点線枠内は「平成19年度年度計画」以下同じ。

(1) 役員の状況

役員については、前年度同様、理事長、理事及び監事2名（常勤1名、非常勤1名）の体制を維持した。

(2) 事務組織の状況

① 相談事業体制の充実

経営支援課に7月から新たに「経営情報係主任」（企画係員の振替）を配置し、相談事業体制の充実を図った。

② 内部監査室の設置

内部統制の充実・強化を図るため、内部監査室設置要項及び内部監査規則を制定し、より一層のセンター業務の適正かつ効率的な執行と会計経理の適正を期することとした。

(3) 研究組織の状況

研究組織については、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論）の体制を継続し、研究部長（教授）1名、教授1名、准教授2名の計4名の常勤職員を配置するとともに、7名の客員教員（うち1名は外国人研究員）を配置した。

(4) 運営組織の状況

理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。

① 運営評議会

理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等18名で構成）を平成20年2月に開催した。

本年度は、独立行政法人整理合理化計画や平成19年度事業の進展状況について報告を行うとともに、平成20年度年度計画等について審議を行った。

② 研究活動委員会

運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」（国立大学法人等の教員、研究者等14名で構成）を平成20年2月に開催した。

本年度は、独立行政法人整理合理化計画や平成19年度調査研究活動の進捗状況について報告を行うとともに、平成20年度調査研究活動等について審議を行った。

③ 所内会議

所内会議として、役員、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催した。

センターでは、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各部・課所掌の事業に取り組むこととしており、連絡会議においては、各種事業の進捗状況に関する情報交換を行うとともに、各部・課で連携を図りながら事業展開するための協議等を行った。

また、その結果について、同会議メンバーから各部・課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化につなげた。

2 外部委託の検討・実施状況 … 資料2参照

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

① 学術総合センター共用会議室の管理運営業務

学術総合センター一橋記念講堂及び共用会議室においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、前年度に引き続き、平日の予約受付業務、平日夜間・土休日昼夜間の利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、請求補助業務の外部委託を実施し、利用サービス業務の効率化を図っている。

本年度は、外部利用者がホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる会議室予約管理システムを本格稼働させ、予約管理業務の効率化を図った。

② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務

キャンパス・イノベーションセンターにおいては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、平成16年度から警備、清掃及び受付等の管理運営全般の外部委託を実施しており、また、一時利用室については、会場設営の準備時間に配慮した鍵の貸出し、館内機器の取扱い補助業務への対応など利用者の要望を踏まえて適切に対応してきた。

なお、本年度は、キャンパス・イノベーションセンター東京地区について、夜間の防犯体制強化のために個別に委託していた夜間警備業務を、管理運営業務と一括して外部委託契約することにより、より一層の業務の効率化と経費の節減を図った。

③ 研究協議会に係る業務

研究協議会に係る業務については、平成18年度までは、資料準備、運営実施に係る業務について本センター事務職員が総動員態勢で対応してきたが、平成19年度からは、当該業務のうち、資料印刷（印刷、帳合い、封入作業）、開催当日の運営補助（受付、資料配付）の外部委託を実施したことにより、職員の負担軽減・事務職員の講演者等との円滑な連絡・調整、質疑応答への迅速な対応等、研究協議会参加者へのサービス向上が図られた。

このほか、文部科学省委託事業の一環として開催した「英国大学の資金配分と施設整備 ―シェフィールド大学の事例に学ぶ―」については、高等教育に精通した通訳者による同時和訳を専門業者に委託し、参加者への便宜を図った。

3 事務情報化の推進状況 … 資料3参照

3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

(1) 事務情報化推進計画の着実な実行

① グループウェアを活用した電子決済の実施

従来、物品の注文については、文書（注文書）による決済を行っていたが、前年度導入したグループウェアを活用した電子決済を導入し、事務処理の効率化を図った。

② インターネットによる支払の導入

承継債務負担金及び財政融資資金の元金の償還については、従来、取引銀行で作成した小切手を日銀本店へ持参し支払を行っていたが、平成19年度より「Pay-easy（ペイジー）」によるインターネットバンキングでの支払を導入し、事務効率化と危険防止を図った。

③ 債権・債務管理システムの構築

施設費貸付事業に係る債権及び債務の効率的・効果的な業務運営を確保するため、a. センターの債権額及び債務額の的確な把握（＝損失発生防止、一括管理による事務負担の軽減）、b. 貸付金利の上乗せ率の算定（＝損失発生防止）、c. 余裕金の発生時期の把握（＝余裕金の効率的な資金運用）を目的として、「債権・債務管理システム」の運用を開始し、業務の効率化を図った。

④ 会議室予約管理システムの構築

学術総合センター共用会議室の管理運営業務について、本年度は更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を本格稼働させた。

(2) 施設費貸付事業及び施設費交付事業等の実施に係る文書管理システムの導入

施設費貸付事業及び施設費交付事業の業務執行において、事業対象の国立大学法人等から大量の関係書類が提出されたことから、これらの書類を電子化した上で検索・閲覧する「文書管理システム」を導入した。

4 経費の削減状況

- 4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。

① 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況

文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。

a 随意契約の見直し

随意契約により契約できる限度額については、平成18年度までは500万円以下であったが、平成19年4月に規則の改正を行い、国の基準額と同額になるよう引き下げを行った。この結果、随意契約から一般競争入札に移行した契約については、契約金額の低廉化が図られた。

また、平成18年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行することとした。

b 一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況

一般管理費については、消耗品費の削減、備品の長期利用、随意契約から一般競争への移行等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、8.9%の効率化を達成した。

c 事業費（退職手当を除く）の効率化の状況

事業費については、ペーパーレス化の推進、消耗品費の削減、随意契約から一般競争への移行等により、事業費の決算額において、1.8%の効率化を達成した。

② 大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況

大学共同利用施設の管理運営費については、消耗品の削減とともに、委託業務の統合、随意契約から一般競争への移行等により効率化を図った。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言 … 資料4参照

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。

さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

① 各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集等

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。具体的には国立大学法人等からの相談によって新たな課題の情報を収集するとともに、法人化前の情報の蓄積を加え、当該相談に対する助言等を行うこととしている。

本年度は、国立大学法人等から財産管理等に係る30件の相談があり、当センターで培ってきたこれまでのノウハウの蓄積等や専門家の活用により当該相談に適切に対応した。

さらに、情報提供の一環として、当センターが毎月1回国立大学法人等向けに発行しているメールマガジンに、引き続き「財産管理・施設整備に関する情報提供」のコーナーを設け情報発信を行うとともに、当該メールマガジンにより広く協力・助言事例の募集を行ったところである。

② 財産管理に関する法律相談等

国立大学法人等の財産管理に関する相談のうち、高度、かつ、専門的な相談内容の問題を解決するため、センターとして顧問弁護士等の専門家を委嘱しており、相談の内容に応じて、当該専門家に法律相談を行うこととしている。

本年度は、大学が民間会社と共同研究する目的で大学敷地内に事業用定期借地権を設定する際の法律上の相談や、大学に不動産が寄付された際に付された条件が法律上どの程度有効であるかなど、30件の相談のうち17件の高度、かつ、専門的な内容の相談を受け付けており、不動産関係諸法及び財務関係に精通している弁護士、司法書士などの専門家を活用するなどして当該相談に適切に対応した。

(本年度の相談の実績)

相談等の内容区分	土地建物の 処分関係	土地建物の 維持管理関係	そ の 他	合 計
相 談 件 数	25 (14) 件	4 (2) 件	1 (1) 件	30 (17) 件

※ () 内の数値は、法律相談で内数である。

③ 研究協議会の開催

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を開催することとしている。

本年度は、国立大学法人等にアンケート調査を実施し、要望等を踏まえた上で、2回開催した。

第1回目の研究協議会は、平成19年5月に国立大学法人等の実務担当者239人を対象に、①平成18年度決算の留意事項、②資産管理業務に係る管理セグメントについて、③大学における新たな資金調達について、④学生寄宿舍整備のための民間長期借入金事例紹介をテーマとして開催した。なお、当該研究協議会終了後、アンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との

回答が89.9%であり、参加者の満足度は高かった。

また、第2回目の研究協議会は、平成19年11月に国立大学法人等の実務担当者219人を対象に、①債券等による資金運用に関する考察、②東京工業大学における資金運用、③東京大学における資金運用、④定期借地権の手法を用いた資産活用の検討、⑤定期借地権（事業用）を利用した新たな整備手法をテーマとして開催した。なお、当該研究協議会においても終了後にアンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が92.8%であり、参加者の満足度は高かった。

さらに、本年度は、文部科学省先導的・大学改革推進委託事業の一環として、国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、「英国大学の資金配分と施設整備－シェフィールド大学の事例に学ぶ－」を開催した。平成20年2月に全国立大学法人等の施設担当理事、部長等173人を対象に、①HEFCE（高等教育財政協議会）の施設整備資金交付の仕組み、②シェフィールド大学における学内資金配分、施設整備、ファシリティ・マネジメントをテーマとして講演し、パネルディスカッションを行った。なお、セミナー終了後、アンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」との回答が84.2%であり、参加者の満足度は高かった。

なお、研究協議会等のアンケート回収については、アンケート用紙に色紙を使用するなどアンケートの回収率の向上に努めたところである。

また、当センターホームページの「施設整備の情報提供」のページにおいて本年度に開催した研究協議会等の会議資料を新たに掲載し、積極的な情報提供に努めた。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業 … 資料5参照

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金の債務等の償還を確実に行う。

① 施設費貸付事業の実績

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行っており、貸付けにあたっては、文部科学大臣の定め及びセンター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づいて実施することとしている。

本年度は、34国立大学法人(91事業)に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、69,124百万円の貸付を行った。

なお、翌年度繰越額1,322百万円については、国立大学法人における入札の不調等により事業に遅延が生じ、年度内支出が困難になったためである。また、貸付不用額710百万円については、国立大学法人における一般競争入札の結果、事業費が当初見込みより減になったことによるものであるが、その他については当初計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じ、円滑に事業を実施した。

(本年度の貸付実績)

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	不用額
施設整備費	(31大学法人) (64事業) 44,010	—	(31大学法人) (64事業) 44,010	(31大学法人) (64事業) 41,992	(2大学法人) (2事業) 1,322	(10大学法人) (13事業) 697
病院特別医療機械整備費	(27大学法人) (27事業) 27,145	—	(27大学法人) (27事業) 27,145	(27大学法人) (27事業) 27,132	—	(9大学法人) (9事業) 13
総 計	(34大学法人) (91事業) 71,155	—	(34大学法人) (91事業) 71,155	(34大学法人) (91事業) 69,124	(2大学法人) (2事業) 1,322	(17大学法人) (22事業) 710

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 償還確実性の審査等

a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「施設費貸付規程」、「貸付金債権管理規程」、「施設費貸付事業審査

基準」及び「審査基準等の運用手続き」を整備し、償還確実性の確保等事業実施に関して万全を期しているところである。

b 具体的審査内容

センターにおける審査としては、前年度の国立大学法人からの概算要求時及び文部科学省への借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人からの借入金申請時における本審査、財務諸表確定後における事後審査を実施している。

事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、国立大学法人から提出を受けた契約状況一覧及び資金計画により、事業内容、進捗状況、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。

国立大学法人からの借入金申請時における本審査においては、事業内容、償還計画及び担保力について総合的な審査を実施した。具体的には、文部科学省が定める事業内容（目的・借入金額・資金使途等）と申請内容との整合性かどうか、また、診療収入に占める単年度あたりの元利金償還額の割合が原則として事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、附属病院収入に占める債務残高の割合が原則として診療収入の100分の40以内であるかどうか及び担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。

c 貸付金債権の管理

貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付状況報告書」等を提出させ、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行った。また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告させるとともに、提出された複数年分の「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入、医業費用等の過去からの推移等を多角的に検証し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。

③ 施設費貸付事業財源の調達

a 長期借入金

本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から63,569百万円の長期借入を行った。

b センター債券の発行

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行にあたっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びホームページの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した（（株）格付投資情報センター（R&I）AA+）。

（本年度財源調達実績）

（単位：百万円）

区 分	財政融資資金				債券発行		
	予算額	調達額	不用額	翌年度繰越額	予算額	調達額	債券発行 差金
施設整備費	44,010	41,992	697	1,322	—	—	—
病院特別医療機械整備費	21,590	21,578	※12	—	5,000	5,000	※1
合 計	65,600	63,569	※709	1,322	5,000	5,000	※1

※ 不用額は、債券発行差金相当額を財政融資資金から調達したため、当該調達額相当分について貸付実績額と異なっている。

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

c 資金需要及び工期遅延に対する対応

施設費の貸付にあたっては、国立大学法人の資金需要に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は月1回実施し、センター債券の発行は、国立大学法人の資金需要及び市場環境を勘案して平成20年3月7日に実施した。

なお、大学での工期の遅延等により資金計画の遅れが生じないよう、各国立大学法人から、月初めに資金計画、支払日程調査票の提出を求め、未契約等の場合には、各国立大学から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し確認するなど連絡を密にして対応した。さらに施設費貸付事業に係る出来高による部分払いの取扱いについて、平成19年10月12日に国立大学法人へ文書を送付し、工事等の遅延が生じないよう施工管理の徹底を促し、確実に出来高を確保させることによって、翌年度への繰り越しなどの抑制を図った。

④ 債権回収及び債務償還の状況

施設費貸付規程等に基づき、国立大学法人から確実に貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を行った（回収・償還は毎年度9月及び3月）。

なお、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、a 状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、b 財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）、c 現地調査（年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：21大学）に出向いて行う現地調査）を実施した。

⑤ 再貸付事業の状況

本年度においては、平成17年度から平成18年度までに発行したセンター債券の貸付に係る元金相当額833百万円の回収が行われ、その内555百万円については国立大学法人の病院特別医療機械整備費に充当するため再貸付を実施したところである。なお、残額278百万円については、平成20年度に再貸付することとしている。

（本年度回収及び償還実績）

（単位：百万円）

区 分	債務償還の状況					債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	元 金 償還額	利 子 支払額	年 度 末 債務残高	元 金 回収額	利 子 回収額	年 度 末 貸付残高
財政融資資金	179,305	63,569	3,880	2,715	238,995	4,713	2,944	253,714
センター債券	10,000	5,000	—	129	15,000			
合 計	189,305	68,569	3,880	2,844	253,995			

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※ 国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額の差額は、再貸付財源（833百万円）用に充当

※ 国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、債券発行諸費用に充当。

※ センターの年度末債務残高と国立大学法人への年度末貸付残高との差額は、平成20年度における再貸付財源（278百万円）及び債券発行差金（3百万円）である。

(2) 施設費交付事業 … **資料6参照**

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

① 施設費交付事業の実績

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、施設整備に必要な資金の交付を行っており、交付に当たっては、文部科学大臣の定め、センター法により準用する補助金適正化法及びセンター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）に基づいて実施することとしている。

本年度は、90国立大学法人等（91事業）に対し、施設整備等に必要な資金として、8,316百万円を交付した。

なお、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、交付金は国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより支払を行ったが、1大学において26百万円の繰り越しが発生したところである。これは、建築基準法の改正に伴って建築確認申請手続きにかなりの時間を要し年度内に事業を完了することが困難になったためであるが、その他の事業については計画どおり円滑に実施できたところである。

(本年度の交付実績)

(単位：百万円)

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	翌年度繰越額	不用額
営繕事業費	(90大学法人等) 5,342	(90大学法人等) 5,316	(90大学法人等) 5,316	(1大学法人) 26	—
不動産購入費	(1大学法人) 3,000	(1大学法人) 3,000	(1大学法人) 3,000	—	—
総 計	(90大学法人等) 8,342	(90大学法人等) 8,316	(90大学法人等) 8,316	(1大学法人) 26	—

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 施設費交付事業の適正な実施

施設費の交付にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）」等に基づき、各大学から、法人名、事業名、交付申請額、その目的と内容等を記載する交付申請書の提出を受け、a 当該申請に係る交付金が法令及び文部科学大臣の定め違反しないか、b 目的・内容が国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るためのものか、c 交付申請額が土地の取得、施設の設置等及び設備の設置に必要な資金か、金額の算定に誤りがないかについて審査し、適性と認められたため交付決定を行った。

また、当該事業完了後、各大学から実績報告書が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかの審査を行い、交付金の額の確定を行った。

さらに、年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：21大学）に出向き、交付対象事業に係る現地調査を実施した。

なお、国立大学法人等の施設費交付事業担当者を対象として、平成19年9月に「施設費交付事業に関する説明会」を実施し、施設費交付事業の具体的な手続き等をまとめた「施設費交付事業の手引き」を作成・配布したところである。

国立大学法人等における弾力的・機動的な交付事業の執行に資するため、大学が交付事業の内容を変更しようとする場合であって、変更後の事業内容が当センターが定める包括承認工事リストに掲げる工事に該当する場合には、センターの承認があったものとみなすこととし、平成19年11月1日に、「施設費交付事業費に係る計画変更の承認について」を通知した。

③ 施設費交付事業の財源の確保

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、8国立大学法人から123百万円が納付された。また、センターが承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地について、平成19年4月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に賃貸したことによる賃貸料640百万円、平成20年1月に同法人に土地持分を売却したことによる代金6,300百万円及びセンターが所有する未売却持分の土地使用料93百万円の収入があった。さらに、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の資金を国債購入により運用し、68百万円（※）の運用益を得たところである。

※ 68百万円は平成19年度における現金収納額（但し、そのうち36百万円は平成18年度からの運用に伴う利息相当）。その他平成20年度に満期となる国債に係る利息が20百万円ある。

3 寄附金の受入れ及び配分 … 資料7参照

3 寄附金の受入れ及び配分

下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。

- ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページ等により、社会に積極的に広報し、普及させる。
- ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。

① 寄附金受入れの促進・普及

センターの業務に理解の深い企業等を訪問の結果、寄附への理解を得られた2社と昨年度に引き続き調整を行ったが、結果として、本年度の受入れには至らなかった。

本年度においても、本センターの寄附金を活用した経営支援事業を、より多くの企業等に理解してもらうため、パンフレット「寄附金募集のご案内」を理事長・理事を中心に直接企業を訪問し、趣旨の理解と啓発を行った。

② 配 分

寄附金の受入れはなかった。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

研究部（常勤の教育研究職員4名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査研究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④IMHE事業等への参加等を行っており、また、⑤これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めている。

（1）大学の財務・経営に関する調査研究活動

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。

- ① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。

特に、平成18年度までの各国立大学の資金配分方法に関する調査研究結果と、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化後における各国立大学の資金調達等の状況について、調査及び研究を行う。今年度は主として関連文献・資料・データの収集を実施する。

国立大学の法人化以後、国からの運営費交付金と授業料収入は、国立大学法人の主要な収入源となっている。このため、今年度は、これらの財源を原資とする基盤的教育研究資金及び授業料の在り方について重点的に取り組むこととした。

また、国立大学の施設の老朽化が指摘されて久しいが、現下の厳しい財政状況に鑑み抜本的な解決は未だに見えていない。このため、施設整備に関する資金調達等についても研究課題として取り上げるものとした。

① 国立大学法人における基盤的教育研究に関する研究

国立大学法人の基盤的資金は政府から交付される運営費交付金であるが、効率化係数や経営改善係数により年々削減がなされている。このような背景を踏まえ、今年度から「国立大学法人における基盤的教育研究に関する研究」をテーマに、今後の国立大学法人における基盤的教育研究経費の在り方について研究することとした。具体的には、国公立大学予算の積算根拠に関する歴史的研究、「学生一人あたり教育費」や「教員一人あたり研究費」などの教育研究の単位コスト（unit cost）に関する実証的研究、政府予算・補助金の算出根拠に関する国際比較研究の3領域における研究を進めるとともに、これらを発展的に統合していく予定である。これらを通じて、諸外国における大学に対する政府予算・補助金の決定方法の理論と実践から我が国に適用できる要素や、国立大学法人の単位コストを明らかにするとともに、基盤的教育研究経費の概念を整理し、国立大学法人の基盤的教育研究の算出方式を検討しようとするものである。

本年度は、歴史的な統計資料・文献等の幅広い収集を進めることができ、国内調査については、国立大学法人の実績コストを調査するためのプランを立て、山形大学、大分大学を訪問して実態調査を行うとともに、研究会等で協議を行った。また、アメリカ、イギリスへの訪問調査を行い、研究課題に関わる基礎情報の収集・検討を進め、アメリカ等における大学の予算配分システム等について知見を得た。さらに、アメリカの州高等教育管理者協会に、全米各州政府の予算担当官を対象とした高等教育予算編成プロセスを算定根拠に関するアンケート調査を委託・実施した。これらを踏まえて5回の研究会を開催し、検討を深めることができた。

② 国立大学における授業料の設定等に関する研究

国立大学の法人化により、各国立大学は、法人化前は国が一律に設定した授業料を、国が設定する範囲内で自由に決定できるようになった。授業料は、国立大学法人の経営に大きな影響を与えるだけでなく、機会均等の確保や奨学金の在り方などにも関わり、様々な観点から多様な検討が求められる。このため、今年度から「パブリックセクターの高等教育機関における授業料の国際比較研究」を実施

している。具体的には、アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討などを行い、日本の高等教育行政政策、大学経営財務に関して有効な知見を得ようとするものである。

本年度は、山形大学、大分大学を訪問して各国立大学が授業料の設定幅に対してどのように対応しているかを調査するとともに、国内の研究者から戦前における授業料の推移等に関する研究成果の報告を受けた。また、アメリカへの訪問調査も行い、これらを踏まえて5回の研究会を開催し、議論を深めた。

③ 国立大学の施設整備方策に関する調査研究

国立大学の施設は、その教育研究を支える重要な基盤であり、着実な整備が必要であるが、現下の厳しい財政事情により、施設整備のための予算は大幅に不足している。このため、今年度に、我が国の国立大学の施設整備に関する財源確保やその配分方法の在り方、大学における施設マネジメントの在り方について重要な示唆を得る目的で、欧米の大学における実態調査を行った。

具体的には、長岡技術科学大学、滋賀大学、豊橋技術科学大学、愛知教育大学、静岡大学、奈良教育大学を訪問し、施設整備の状況について実態調査を行った。また、アメリカ及びイギリスを訪問し、関係行政機関から大学への施設整備予算の配分方法等について情報を収集するとともに、個別の大学を訪問し、各大学における施設整備資金の調達方法や執行方法、施設マネジメントの実態等について調査を行った。これらの調査結果については、研究協議会の場等で広く公表する予定である。（なお、平成20年5月に「平成20年度第1回国立大学法人等の財産管理に関する研究協議会」において成果を発表した。）

また、民間資金を活用した施設整備（PFI）の実態について、平成19年11月～12月にかけて、北海道大学、京都大学、大阪大学、鹿児島大学を訪問し、調査を行った。

（2）内外の高等教育財政に関する調査研究活動

② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。本年度は、ヨーロッパを中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。

① アメリカにおける州立大学の財政・財務に関する調査・研究

今年度は、アメリカのテネシー州、ニューヨーク州及びカリフォルニア州における大学予算のしくみ及び各大学における予算の執行方法等について調査を行った。テネシー州は、大学の業績に基づく予算配分システム（パフォーマンスファンディング）を約30年前から導入しているが、パフォーマンスファンディングにより配分される予算は全体の5%強であり、予算のほとんどを、教員数を主要変数とし、その他の要因を補足変数とする算定式による配分を行っていることがわかった。ニューヨーク州、カリフォルニア州は、全米でも大規模な高等教育システムを有する州であるが、ニューヨーク州では、詳細な算定式を策定しており、カリフォルニア州では、増分主義を取りつつ、学生の限界費用を算出して、予算根拠としていること等がわかった。こうした知見については、今後の運営費交付金の配分方法の見直しに大いに有用であると考えられる。

また、テネシー大学、テネシー州立大学、ニューヨーク州立大学、カリフォルニア州立大学を対象に訪問調査を行ったが、各大学においても、基本的には算定方式により予算を各学部配分しているが、より戦略的に対応していることがわかった。

さらに、授業料については、3州ともその決定メカニズムが異なっているものの、州政府と州立大学との予算折衝プロセスが重要であり、そのプロセスに両者の間に存在する調整委員会が大きな役割を果たしていることがわかった。

② イギリスにおける大学の財政・財務に関する調査・研究

今年度は、イングランド高等教育財務協議会（HEFCE）とシェフィールド大学、インペリアルカレ

ッジを訪問し、大学予算のしくみ等について調査を行った。HEFCEでは、算定式により各大学へ予算を配分しているが、教育関係の予算は学生数を基本として算定を行う一方で、研究関係の予算については、一定の算定式に基づいて算出した数値に研究評価による係数（評価が高い大学ほど係数が大きく、低い大学では係数が0とされている）を乗ずることで、大学間における予算配分に差を付けていることがわかった。

また、各大学では、その実情に応じた対応を行っているもの、基本的には算定方式による予算配分を行っていることがわかった。

さらに、イギリスの公的部門に普及している原価計算手法の活用方策について調査するため、HEFCEから委託を受け当該内容を実質的に立案したジーエムコンサルティングを訪問し、そのねらいや内容について情報を収集するとともに、インペリアルカレッジやユニバーシティ・カレッジ・ロンドンを訪問し、運用の実態について調査を行った。

③ フィンランドにおける高等教育財政と大学の財務管理等に関する調査・研究

平成19年10月にフィンランドを訪問し、高等教育政策と個別大学の財務管理に関する調査研究を実施した。具体的には、フィンランド教育省の管理している詳細な高等教育関係データベース（KOTA）の構築・運用実態を同省でヒヤリングし、また高等教育評価委員会から大学およびポリテクニクの評価プロセスと手法について説明を受けた。さらに、ヘルシンキ大学およびシベリウス・アカデミーを訪問し、大規模総合大学と小規模単科大学の財務管理について、実務レベルの詳細な情報を得ることが出来た。日本の国立大学法人の経営情報データベースのあり方や、規模別・形態別の大学管理の手法について、有益な知見を得ることができた。

④ 中国高等教育財政に関する調査・研究

量的拡大から質的向上の時代へと転換を図りつつある中国の高等教育の現状を調査するため、平成19年5～6月にかけて中国における高等教育の現状について調査を行い、重点投資の指定を受けた国立大学と通常の地方大学の格差、私立大学の発展の状況などについて知見を得た。

⑤ ニュージーランドにおける高等教育財政と予算配分制度改革についての調査・研究

昨年度から継続していた、ニュージーランドにおける2002年の教育法改正以降の高等教育政策の転換と予算配分制度改革の動向に関する調査・研究の成果を、センター研究紀要『大学財務経営研究』（第四号）において研究論文の形で公表した。

（3）国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成18年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去3年間の時系列比較分析を行う。

① 関係資料の収集

『平成19年度版国立大学の財務』の刊行に関連して、平成18年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料（予算、収支計画、及び資金計画など）を収集した。

② 国立大学法人の財務・経営に関する分析

収集した財務諸表等の分析について、『国立大学の財務』の取りまとめ方針を検討する会議（国立大学法人財務分析研究会）における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行った。

具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書で得られる財務情報等の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようにグループ分けを前年度と同様に行った。そして、予算・決算分析については、国立大学法人全体、

特性別区分／規模別区分グループ及び個別大学について実施した。特に今年度新たに追加した分析としては、財務諸表が3年度分揃ったことにより経年比較分析を実施し、また問題点が指摘されつつも附属病院のセグメント情報が充実されたことなどを受けて、分析指標の拡充を図った。

なお、これらの研究成果を踏まえた専門的見地からの支援として、平成18年度に収集したデータに基づき、平成19年10月に行われた国立大学協会主催「マネジメントセミナー」において講師を務めるとともに、静岡大学からの依頼に応じて、平成19年9月に同大学の財務分析結果について、同大学の研究会で発表した。

(4) IMHE 事業等への参加

- ④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。

① OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業への参加等

平成19年9月に、スペイン・バレンシアで開催されたIMHE総会に参加し、高等教育機関の地域連携と国際競争力について、OECD諸国の高等教育関係者と意見交換を行った。なお、OECDのIMHE事業と密接に関連する「日英高等教育に関する協力プログラム」（平成19年6月）に参加し、今後のプログラム推進に関してイギリス側と協議を行った。

② 諸外国の高等教育機関との研究交流等

平成19年8月に中国の新疆師範大学で開催された「第3回日中高等教育フォーラム」に参加し、報告を行うとともに、中国の高等教育関係者と研究交流を行った。

また、平成19年10月、フィンランドのタンペレ大学との共催で、国際シンポジウム「フィンランドと日本の大学改革」を開催し、報告者としての役割を果たした。内容的には、両国の大学改革の進展を概観した上で、ガバナンス、財務、評価などのテーマごとに、政府の政策展開および個別大学の取り組み等の紹介と研究交流を行った。特に、機関統合が進み、法人化を控えた同国の高等教育セクターとの意見交換により、日本の国立大学法人の今後を考える上でも、有益な示唆を得ることができた。

さらに、平成19年12月に台湾師範大学で開催された会議「東アジアの大学院教育の発展と質の保証」に出席し、日本の現状について報告するとともに、東アジア諸外国の大学院教育の課題について意見交換を行った。

③ 外国人客員教授の招聘

本年度は外国人客員教授として、イギリスからノッティンガム大学准教授のマーガレット＝ウッズ女史を招聘した。招聘期間中に講演会での報告を行い、今後、ワーキングペーパーを執筆の予定である。

(5) 調査研究成果の公開 … 資料8参照

- ⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。

① 高等教育財政・財務研究会

高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続き時宜を得た内容を提供していく予定である。本年度は、国立大学における外部資金の在り方を主なテーマに、平成19年6月9日、7月21日、9月29日、12月15日及び平成20年2月2日の日程で年5回実施した。

② シンポジウム

外部の研究者等からの知見等を得ること等を目的としてシンポジウムを開催しており、本年度は、英国シェフィールド大学よりミッシェル＝ブリュ戦略・企画担当副学長及びクレア＝ベインズ戦略部長を招聘し、平成20年2月18日に「英国大学の資金配分と施設整備－シェフィールド大学の事例に学ぶ－」をテーマに開催した。

また、平成20年3月27日に、「平成19年度版 国立大学の財務」の概要と分析結果を説明するためセミナーを開催した。

③ 講演会

海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外部の研究者や本センターの外国人客員教授による講演会を年2回程度開催しており、本年度は平成20年1月21日に、桜美林大学の潮木守一招聘教授を招いて、ドイツの高等教育無償制の現状に関する講演会を開催した。また、平成20年3月19日に外国人客員教授であるマーガレット＝ウッズ氏の講演会を開催した。

④ 研究紀要

センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、本年度は平成19年8月に『大学財務経営研究』（第4号）を刊行した。

⑤ 研究報告等

これまでの研究活動の成果は、前記の研究紀要や研究報告等で刊行しており、本年度は平成19年12月に研究報告第10号「国立大学法人化後の財務・経営に関する研究」を刊行した。

⑥ 基盤的調査研究の成果

その他各専任教員の基盤的調査研究の成果は資料8のとおりである。

⑦ 社会貢献

高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に全員が学識経験者として次のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。

山本 清	文部科学省国立大学法人評価委員会臨時委員
丸山 文裕	日本私立学校振興・共済事業団学校法人活性化・再生研究会委員
水田 健輔	文部科学省国立大学法人等PFI検討会協力委員
島 一則	文部科学省教育財政に関する研究会メンバー 日本学生支援機構客員研究員

(平成19年9月まで在職)

石崎 宏明 文部科学省平成19年度「先導的・大学改革推進委託事業」選定委員会委員
(平成19年8月から在職)

5 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。
- ③ 国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。
- ④ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。

① 財務・経営に関する調査研究成果の提供

本年度は、財務・経営に関する調査研究の成果物として「大学財務経営研究第4号」を刊行し、国立大学法人に配付するとともに、本センターの協議会・研究会においても配付した。

② 「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布

本年度は、「国立大学法人経営ハンドブック第3集」の作成にあたり、編集委員会を平成19年12月に開催し、平成20年3月に第3集を刊行した。同時に国立大学法人等関係機関に配布した。

今後、第1集、第2集の内容について、必要に応じて更新・充実を図ることとしている。

③ 「国立大学の財務」（平成19年度版）の刊行・提供

本年度は、昨年度刊行した「国立大学の財務」（平成18年度版）に引き続き、各国立大学法人の平成18事業年度決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を取りまとめ、過去2年度分との対比を盛り込んだ「国立大学の財務」（平成19年度版）を平成20年3月に刊行し、国立大学法人等に提供した。

なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務（平成19年度版）刊行記念セミナー」を平成20年3月に開催し、「国立大学の財務」について、水田准教授から詳細に解説した。

④ 「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催

国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成19年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務に関する課題処理等、事例紹介を行うなど情報提供・交流を行った。

⑤ 「国立大F&Mマガジン（メールマガジン）」の発刊

本センターの情報提供活動の一環として、文部科学省等からの情報、研究レポート、各大学の経営情報、経営相談Q&A、各種事業等の案内等をタイムリーに提供することを目的に前年度より「国立大F&Mマガジン」を月1回程度発刊している。（本年度13回発刊）

また、バックナンバー等をホームページに掲載するとともに、読者の関心の高い特別寄稿等についてもホームページにおいて閲覧可能とし、広く普及に努めた。

《配信件数：2,142件（平成20年3月末現在）》

6 財務・経営の改善に関する協力・助言 … 資料10参照

6 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

本年度は、前年度に引き続き、各国立大学法人の部・課長、係長等を前年度設置した経営相談室の財務（病院）経営支援研究会調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、先進事例の収集、分析・検証、情報提供等の活動を展開した。

『財務経営支援研究会調査・相談員 23名 病院経営支援研究会調査・相談員 22名』

【財務経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ情報提供するために、実績報告書からの抽出作業を行い、前年度に引き続き「平成18事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてホームページに掲載した。

さらに、先進事例等について調査・相談員による各国立大学法人への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた事例概要について、平成20年度早々に情報提供する予定である。

② 若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、大学経営の中核を担っていくことが期待される若手事務職員を対象とした勉強会を開催し、パネルディスカッション・分科会等で、参加者自らが課題に取り組み、考え、発言し、まとめるといったより実践的な企画・構成で実施した。

『開催日：平成19年11月19日～20日 参加者数等：国立大学 79名』

【病院経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学附属病院の先進事例等の取組事例を情報提供するため、各国立大学附属病院より先進事例等について推薦をしてもらい、取りまとめ結果を情報提供した。

さらに、先進事例等について調査・相談員による各国立大学附属病院への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた事例概要について、平成20年度早々に情報提供する予定である。

② 若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、国立大学附属病院においてリーダーとして期待される若手事務職員を対象とした勉強会を開催し、パネルディスカッション・分科会等で、病院固有の問題にも着目しながら参加者自らが取り組み、現状認識、問題点把握、改善策の構築といったより実践的なプログラムで実施した。

『開催日：平成19年11月27日～28日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 78名』

③ 契約手法改善検討WG、ワークショップ（WS）の開催

国立大学附属病院の契約方法等に関する日頃の疑問、問題等について検討するため、各国立大学附属病院の契約担当者の参画を得て、準備会を開催しワーキンググループ（WG）を立ち上げ、種々の検討・意見交換を行った。

さらに、WGでの検討を踏まえ整理した内容等の情報提供と実践事例に基づく情報の共有化を目的に、実務担当者を対象にWSを開催した。

『開催日：平成20年1月9日～10日 参加者数等：国立大学附属病院 77名』

【経営相談等】

国立大学法人等からの相談等については、随時、個別の案件としてホームページ、電話等により受け付け、関係機関等とも連携して対応した。

また、若手職員勉強会・（病院経営）契約手法改善検討WG及びWS参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用した。

- ・経営相談フォーム（HP）による相談件数 10件
- ・勉強会メーリングリストの活用による相談等件数 169件
【財務経営 74件 病院経営 95件】
- ・契約手法改善検討WG及びWSメーリングリストの活用による相談等件数 118件

【専門家と経営支援に係る打合せ】

経営相談事業の充実を図るため、経営相談室において、銀行、情報総研、証券会社等の専門家と経営支援に係る内容について意見交換等を行った。

7 大学共同利用施設の管理運営 … 資料11参照

8 大学共同利用施設の管理運営

大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。

① 大学共同利用施設の有効利用（稼働率の向上）

大学共同利用施設の有効利用については、稼働率の向上（中期計画においては全体として7割程度の稼働率の達成を目標）をめざし、会議室等に係る利用案内の窓口での配布、関係機関等に対するPR、公私立大学へ役員の直接訪問等を行った結果、本年度の全体の稼働率は、79.5%となり、前年度（76.8%）に引き続き目標を達成した。

また、平成18年度には更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、本年度から本格的に稼働させた。

② サービスの向上（満足度の向上）

利用者の満足度を高めるため、前年度に引き続き、好評であった会場設営サービス及び業者の紹介サービス（会場受付・設営業者、食事等のサービス業者）を行い、サービスの向上に努めた。

また、利用者の満足度を把握するため、可能な限りアンケート調査を実施しており、利用者のほぼ全員から満足しているとの結果を得ることができた。

一方、利用に当たって、機器や機器操作盤の改善など要望があり、予算の範囲ではあるが、速やかに対応した。

(1) 学術総合センター共用会議室の管理運営

① 学術総合センター共用会議室の管理運営

学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。

施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。

ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布。

イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実。

ウ) 施設利用に伴う会議設営等のサービスを、求めに応じて提供する。

エ) 業務の外部委託の促進

① 学術総合センター共用会議室等の管理運営

学術総合センター共用会議室等の適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、これまで行ってきた会議室等に係る利用案内の窓口等での配布の継続に努めるとともに、好評であった会場設営サービス等を引き続き提供し、サービスの向上に努めた。

平成18年度には、会議室予約管理システムの導入に伴う管理業務全般（統括管理業務、窓口受付業務、会場設営業務、会議室管理業務他）の外部委託を実施し、入金管理の強化及びシステムの運用を含めた利用サービスの向上を図った。

また、本年度は、会議室予約管理システムを本格稼働させ、利用サービスの向上に努めた。

② 施設利用の促進（稼働率の向上）

学術総合センター共用会議室等の稼働率は、本年度は35.4%（前年度39.2%）であった。今後も、PR活動とともに、会議室予約管理システムの活用により、稼働率の向上に努めることとしている。

（2）キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。

また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。

① キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

キャンパス・イノベーションセンターの適切な管理運営の実施や施設利用の促進を図るために、これまで、会議室等に係る利用案内の関係機関等へ配布などのPRに努めた。また、会議予約管理システムの本格稼働により、一時利用の利用促進が図られた。

キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務は、事務効率化を図るために、その全体について平成16年度当初から外部委託としている。

平成18年度には、キャンパス・イノベーションセンター東京地区におけるイベント情報、活動状況を発信するため、専用のホームページを立ち上げ、本年度は、キャンパス・イノベーションセンター大阪地区についても、専用のホームページを立ち上げ、情報発信の強化に努めた。

② 施設利用の促進（稼働率の向上）

キャンパス・イノベーションセンターの本年度の稼働率については、東京地区は、91.6%（前年度91.0%）であり、大阪地区は、76.4%（前年度67.7%）であり、全体としては、86.3%（前年度82.9%）となった。

また、本年度専有利用については、東京地区は100%を達成しており、大阪地区についても94.7%（前年度84.2%）となっている。

8 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

国立大学法人財務・経営情報提供システムの供用を開始する。

昨年度導入した本システムの供用開始に向け、最終的な運用テスト等を昨年度に引き続き実施し、平成19年7月に国立大学法人等へ、平成17年度決算データによる財務諸表と財務比率（財務の健全性・安全性、活動性、発展性等）等で構成する情報提供システムの供用を開始した。

現在、78大学、4大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、（社）国立大学協会が利用登録している。

また、より一層、各国立大学法人等が経営改善の検討をする際の参考に供せるよう、国立大学法人の平成16年度決算データ及び平成18年度決算データの追加登録を実施し、平成20年度早々の追加データを含めた供用開始に向けて、検証・運用テスト等を実施した。

9 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸付を継続しつつ、早期売却の実現を図る。

① 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしま『知の拠点』再生プロジェクト」により、その利用が図られようとしているところである。

「ひろしま『知の拠点』再生プロジェクト」では、広島市及び広島大学が主催者となって選考委員会を立ち上げ、プロポーザル方式で民間事業予定者を選定し、選定された民間事業予定者が土地取得や施設整備を実施することとしており、跡地を「知の拠点」の核となるゾーン、「知の拠点」を支えるゾーンに区分し、「知の拠点」の核となるゾーンには国際人材育成センター（広島大学等で構成する大学コンソーシアムが利用）の機能を導入することが必須条件となっている。

平成19年4月に、広島市からセンターに対して、事業予定者選考委員会の選考結果を踏まえて事業予定者を決定した旨の通知があり、これを受け、センターから広島市に対して広島大学本部地区跡地の早期処分が実現されるよう通知を行った。

その後、事業予定者の事業計画案に基づきプロジェクトが確実に実施されるよう、広島市、広島大学及び事業予定者の三者で協定書が締結されることとなり、同年9月に、「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」の推進に関する協定書が締結された。本協定書において、事業予定者による跡地の取得期限が平成20年3月までとされた。

しかし、平成20年3月に、事業予定者から広島市に対し、事業計画、建築スケジュール等を精査する期間が必要であることから取得期限を2か月程度延期してほしい旨の要望があったため、広島市からセンターに取得期限延期に係る協議があった。これに対し、センターから広島市に対して、改めて当該跡地の早期処分が実現されるよう要請し、延期を了承する旨の通知を行った。センターとしては、今後、速やかに、事業予定者に跡地を売却する予定である。

② 東京大学生産技術研究所跡地の状況

昨年度に引き続き、平成19年4月に、国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館と賃貸借契約を締結した。

同法人への跡地売却については、本年度、同法人に国立新美術館用地の分割購入に係る予算として63億円が措置されたことから、平成20年1月に、同法人と土地持分売買契約を締結し、センターが所有する土地持分の所有権を一部移転した。また、これに伴い、センターが所有する未売却の持分を国立新美術館用地として使用するため、土地使用契約を締結した。

なお、平成20年度については、同法人に跡地に係る購入経費として78億円が予算措置されており、同法人と売買契約を締結し、所有権の一部移転を行う予定である。

10 承継債務償還 … 資料14参照

1.1 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）768億円の償還及び当該債務に係る224億円の利子の支払いを確実に行う。

① 承継債務償還の状況

センターは、旧国立学校特別会計の財政融資資金からの長期借入金（債務）を一括して承継しており、センターと国立大学法人との間で締結した協定書に基づき、国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、財政融資資金への償還を行った。

② 具体的手続き

協定書に基づき、前年度に「平成19年度における債務負担額について」の通知を各国立大学法人に送付し、納付期限の数日前に、センターからeメールで各国立大学法人へ連絡を行い、償還についての確認を実施した。その後、各国立大学法人から納付される金額を徴収するとともに、国に対して承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを実施した。

また、平成20年度の債務償還のため、「平成20年度における債務負担額について」の通知を各国立大学法人に送付した。

（本年度償還実績）

（単位：百万円）

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末債務残高	元 金償還額	利 子支払額	年 度 末債務残高	元 金回収額	利 子回収額
附属病院整備に係る債務	1,000,987	775,128	76,837	22,498	698,291	76,837	22,498
附属病院整備以外に係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	775,128	76,837	22,498	698,291	76,837	22,498

III 短期借入金の借入状況

平成19年度においては、短期借入金の実績はなかった。

IV 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績

平成19年度においては、予定しておらず、実績はなかった。

V 剰余金の使用実績

平成19年度においては、剰余金使用の実績はなかった。

VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画の策定・実施状況等

(1) 人事に関する計画

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

① 人事管理の方針

本年度は、経営支援課に7月から新たに「経営情報係主任」（企画係員の振替）を配置し、相談事業体制の充実を図った。また、国及び国立大学法人等との人事交流により質の高い人材の確保を図った。

人事交流については、センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験がセンターの業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。

② 職員研修 … 資料15参照

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成19年度の受講実績は、役職別研修又は分野別研修など8件の研修に延べ10名が参加した。